

令和6年度固定資産税・都市計画税の家屋に係る課税誤り

令和6年評価替え時に新設された非木造の集合形式住宅用建物（共同住宅）について、本来建具分の面積を外壁や内壁の面積から減算する処理をすべきところ、適切に処理がされていなかったことにより、過大な税額で算出されていたことが判明したものです。

1 課税誤りの対象範囲

- (1) 対象となる納税義務者 34人
- (2) 対象となる建物及び棟数 令和5年に新築された軽量鉄骨造の共同住宅 41棟
- (3) 過大に決定された課税額
約53万円（固定資産税 約43万円・都市計画税 約10万円）
一人当たり最大 約3万円 最小 数千円

2 原因

システムの初期設定誤り及び確認体制の不備

3 該当者への対応

過大に算定された税額については、現在税額の変更処理を進めており、2月27日（木）付けで対象者宛に更正後の納税通知書及び関係文書を発送いたします。対象者から指定された口座に今年度中に還付いたします。

4 再発防止策

- (1) 職員の評価能力の向上に向けて、職場内研修の回数を増やすなど強化します。
- (2) システムの更新時のチェックを強化します。加えて、評価計算が業務の都合上、賦課期日以降に集中してしまう状況があるので、通年で業務の平準化を行います。

5 その他

本件事案につきましては、課税情報であるため、詳細についてお答えすることが難しい状況ですので、予めご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

資産税課 家屋第一係・家屋第二係

電話 内線 / 3218・3219

外線 / 027-898-6218、027-898-6219